

[事案 2020-70] 新契約無効請求

・令和2年10月29日 裁定終了

<事案の概要>

高齢者に対する必要な対応がなされないまま契約させられたこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

令和元年12月に銀行を募集代理店として契約した無配当終身保険（外貨建）について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。

- (1)自分が高齢者であるにもかかわらず、自分の親族への連絡、同席、同意が全くないままに契約させられた。
- (2)募集人の説明は、外貨建保険の仕組みやリスクについての内容が不足し、魅力的な部分ばかりを強調する偏ったものだった。
- (3)銀行員が販売しているため、定期預金の感覚で契約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)代理店は、募集にあたり、親族同席の依頼を複数回行い、かつ、同席が困難な場合は、親族へ加入者が事前に電話連絡をすることなどを求めている。
- (2)本件では、申立人に対して、親族への説明と親族の加入についての同意があった旨を確認している。
- (3)募集人は、所定の募集資料を用いて、商品内容や各種リスクについて説明し、申立人は、契約時に商品内容について理解し加入している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申立人の親族同意の確認を怠ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。